

形質変更時要届出区域台帳

大阪市

整理番号	整-29-32	指定年月日・指定番号	平成30年1月12日・届指-261号	所在地	大阪市大正区南恩加島六丁目1番1の一部、1番19の一部、1番34の一部、1番81、1番82、1番84の一部、1番86、1番133、1番173、1番328の一部、1番330、1番331の一部、1番337、1番353、1番417の一部、1番418、1番420の一部、1番422、1番548、1番549、1番550、1番551、1番618の一部、1番619、1番657、1番658の一部、1番705、1番706、1番674、1番676、2番1の一部、2番3の一部		
調製・訂正年月日	平成30年1月12日調製、平成30年2月13日訂正、平成30年10月24日訂正、令和2年6月12日訂正						
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地			面積	8578.1㎡		
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				全ての区域について法第14条第3項の規定に基づく指定			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類							
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨							
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状況	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	平成29年11月27日 令和2年4月10日	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		ユーロフィン日本環境株式会社	
		鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	平成30年2月		基礎・土間・舗装撤去、同一区画内土壤での埋戻し		株式会社三栄建設	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	平成30年10月		鉄構事業本部新事務所新築工事に伴う準備工事(試掘・整地)、掘削工事、杭工事、外構工事		株式会社三栄建設	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	汚染土壤処理業者